第六十七条の二中「第２項」を削る。

第六十九条第二項を削る。

第八十四条第一項第二号中「閉鎖した状態」の下に「とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。」を加える。

第九十二条第四項中「要件」の下に「（同規則第３改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）」を、「おいて」の下に「、二輪自動車（欧州連合規則168／2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版附則３の9.に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに」を加える。

第百条第十四項第二号中「別添99「歩行者頭部及び脚部保護の技術基準」」を「協定規則第127号の技術的な要件に定める基準」に改める。

第百四条第四項を次のように改める。

４　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）に備える第26条第３項の装置の乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第５項の告示で定める基準は、協定規則第21号の技術的な要件に定める基準又は別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準とする。

第百四条第五項中「指定自動車等に備えられているインストルメントパネル」の下に「（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

６　自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）に備えるサンバイザの乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第６項の告示で定める基準は、協定規則第21号の技術的な要件に定める基準又は別添87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準とする。

７　指定自動車等に備えられているサンバイザと同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサンバイザであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。

８　衝撃を吸収する材料で被われているサンバイザであって、内部構造物に局部的に硬い接触感のないものは、第６項の基準に適合するものとする。

第百四十五条の二中「第２項」を削る。

第百四十七条第五項から第七項までを削る。

第百六十二条第一項第二号中「閉鎖した状態」の下に「とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。」を加える。

第百七十一条第六項中「、最高速度25km／ｈ以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車であって」を削り、「第２号（第２項第４号の基準に係る部分に限る。）、第３号及び第４号」を「第１号（第２項第４号の基準に係る部分に限る。）、第２号及び第３号」に改める。

第百八十二条第四項中「のインストルメントパネル」を「（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）に備える第26条第３項の装置」に改め、「第20条第５項」の下に「の告示」を加え、「ただし、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20キロメートル毎時未満の自動車にあっては、この限りでない。」を削り、同条に次の二項を加える。

６　自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km／h未満の自動車を除く。）に備えるサンバイザの乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第６項の告示で定める基準は、衝撃を吸収する材料で被われているサンバイザであって、内部構造物に局所的に硬い接触感のないものでなければならないものとする。

７　指定自動車等に備えられているサンバイザと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているサンバイザであって、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

第百十三条の二中「第２項」を削る。

第百十五条第五項及び第六項を削る。

第百四十二条第二項中「及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置を備えなければならない。」を「（同規則第３改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版附則３の9.に限る。）に適合するものに限る。）又は１個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版附則３に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。」に改め、同項第二号中「次に掲げる制動装置のうちいずれか」を「後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置」に改め、同号イからハまでを削り、同項第九号中「自動車」を「原動機付自転車」に、「黄色警報装置（四輪の原動機付自転車にあっては、黄色警報装置、橙色警報装置又は赤色警報装置）」を「黄色警報装置、橙色警報装置又は赤色警報装置」に改める。

第百五十八条第二項中「及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置を備えなければならない。」を「（同規則第３改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版附則３の9.に限る。）に適合するものに限る。）又は１個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版附則３に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。」に改め、同項第二号中「次に掲げる制動装置のうちいずれか」を「後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置」に改め、同号イからハまでを削り、同項第九号中「自動車」を「原動機付自転車」に、「黄色警報装置（四輪の原動機付自転車にあっては、黄色警報装置、橙色警報装置又は赤色警報装置）」を「黄色警報装置、橙色警報装置又は赤色警報装置」に改める。

第二百七十四条第二項第九号中「自動車」を「原動機付自転車」に改める。

別添四３・４・１・１１・中「「ＭＬ」」の下に「、「ＥＴ」」を加え、同別紙二パーセント表Ａ中

「

14.5Ｒ24ＭＰＴ	11.00	610	1195		362	355

」を

「

14.5R24MPT	11.00	610	1195		362	355
4.10／3.50—6	2.5	152	—	320	—	95
3.50—8	2.5	203	—	394	—	103
4.40—10	3.5	254	—	480	—	124

」に、